

議会運営委員会会議録

平成14年9月24日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎松田 正 ○里川宜志子 山本 直子
中川 靖広 浅井 正八 木田 守彦 小野議長

2. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同係長 上埜 幸弘

3. 審査事項

別紙のとおり

委員長

開会（午前9時00分）

あいさつ

議長

署名議員 山本委員、浅井委員

委員長

さっそくですが、レジメに従いまして、まず始めに委員会に付託を

委員長

しております、各議案の取り扱いについて確認をしてまいりたいと思
いますのでよろしくお願いいたします。

事務局長

各委員会に付託されました審査結果についてご報告させていただきます。
（別紙資料により説明）

委員長

各委員会に付託をされました議案につきまして、委員会での結論を
報告頂きました。お聞きのとおり、決算審査特別委員会における一般
会計の認定については、多数決で決せられた。厚生議案第31号、
斑鳩町保育に関する条例ですね、この2案が多数決。後は満場一致と
いうことのようにあります。それで確認をいたしたいんですが、今報
告がありました満場一致の議案につきましては、本会におきます討論
採決、省略をして決する、採択をするということの取り扱いを確認し
ておきたいと思いますがよろしいですか。

（委員了承）

委員長

それでは厚生議案第31号と、特別委員会に付託をしました13
年度一般会計の決算の歳入歳出の認定については、多数決であります
からこれは例に従いまして、賛否の討論を求めてその結果を表決にす
るという取り扱いでよろしいですか。

（委員了承）

委員長

あらかじめ賛否の討論者を決めといてもらいましょう。後で事務局確認しといてくれますか。

それでは付託議案については終わります。

それでは次に、追加日程が予定されているようでありますので、追加日程についての取り扱いを申し上げたいと思います。斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、事務局から説明して下さい。

事務局長

まず、議案第39号の斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての方から説明させていただきます。最終ページに要旨がありますので、読ませていただきます。

(別紙朗読により説明)

以上でございます。続いて議案第40号、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。同じく最終ページの要旨でご説明に変えさせていただきますのでよろしくお願ひします。

(別紙朗読により説明)

改正内容については新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。

委員長

事務局から説明があつたんですけども、条例内容の関係は担当課長が来て説明してくれると思うんですけど、国民健康保険税条例、国民健康保険条例にあわせて追加日程として上程する事になったという経緯を具体的に説明してくれてですね、何はどうであるとかというのは所管から説明させていただく、そういう事の手順をと思つて言ったのですが、言葉足らずで先走りしましたけれども、やはりこの関係が最終日追加日程で上程されることなどについて説明していただけますか。内容説明はまた所管からやってもらひますので、先にしてもらひますか。

事務局長

この度の国民健康保険税条例、また国民健康保険条例につきましての、県よりの準則等が来る時期が委員会付託をさせていただく当初の

9月3日の初日の時点では、まだ不明確な部分もたくさんあるということで、委員会については事前にご報告させていただくことができませんで、厚生常任委員会の中で、こういう条例の改正を予定いたしておりますが、内容についてはまだ不明確であるということで、最終的に確定した段階で専決処分をお願いしたいというお話でございましたが、今の段階で確定している所もございます。また他町村におきましても、当初から出されているところもございますという中で、担当の厚生常任委員会につきましては最終日に追加日程とさせていただくということで事前の審査をさせていただきました。その中で9月20日ごろというややこしい時期だったのですが、委員会としても最終の本会議で追加日程として上程させていただくということでご了解をいただきましたので、議会運営委員会に明日の追加日程として提出したい、国民健康保険税ならびに国民健康保険条例の一部改正についてお願いしたいということで、上げさせてもらったものです。

厚生常任委員長として何かありますか。

委員長

里川委員

打合せの段階からこれは、9月20日ごろに最終の確定が県の方から来ると聞いてましたんで、10月1日からの問題ですので、9月30日付けで町長の専決処分とさせていただきたいというようなこともお伺いしてわけなんですけども、近隣を調べさせていただく中で、議会開会日などで追加日程で上程されている所もあったことから、その辺のことも含めまして、担当の方にお尋ねをしながら、最終日になんとか間に合うようであれば非常に住民に深く関わる問題であるので、町長の専決でもそういう処分は出来るわけなんですけどね、われわれとしては議会へのせていただきたいという思いがあって、委員みなさんにも意見を聞かせていただきましたところ、厚生委員会としてはこういう形でまとまりましたので、最終日に追加で提出していただくと。そして厚生委員会としては事前に提出が予定されている議案として事前の審査をさせていただいたという取り扱いにさせていただきますし

て、本会議で諮っていただく委員会付託を省略していただいて、という形をとっていただきたいということで委員の方も意見がまとまっておりますので、

委員長

それでは追加日程にするに至った条例内容について、事務局長の説明がありましたけれども、一応所管の課長から説明しておいてください。

健康推進
課長

それでは国民健康保険税条例のほうでございます。今事務局長より要旨の説明をしていただいた通りでございます。今回の健康保険等の改正によります条例改正ということで経緯につきましても、局長より報告があったところでございます。なお、この税条例の改正につきましては、昨今いろいろ改正点の中の給与所得の特別控除、また青色専従者控除、公的年金等につきましても、給与等の所得の中での公的年金の控除があるのに国保の関係でまた控除があるというのが重複しているのではないのかという議論を踏まえまして、また長期譲渡所得につきましても、特別控除されないということで最高額の税が決められたと、いろいろな事柄を踏まえましての改正ということで通知がございまして、今回追加案件ということで提案させていただくこととございます。それに関わりましての改正に伴いましての国保税の増減についてでございますが、13年度をベースに起算をさせていただきましたところ、医療と介護、合計しまして約1300万円程度の減額になるのではないのかという起算をさせていただいているところでございます。

次に国民健康保険条例についてでございますが、この件につきましても、法令に伴います一部負担金というものとこの条例の第5条にございます負担割合が重複しているということで、その5条を削除させていただきまして、文言の整理と言いますのは、旧では「この町」というような表現をしておりましたが、改正では「本町」という風に文言の整理をさせていただきたいという条例の改正でございますのでよ

ろしくお願いしたいと思います。以上です。

以上の2案について質問がございましたら、お受けします。

委員長

山本委員

追加日程で出てきた経緯については、理解させていただきましたので、若干内容について聞かせていただきます。今、ご説明があったのを理解させていただくと、まだ不透明な部分があってという話なんですけど、保険税条例の一部を改正する条例については改正点というのはこの4点だけで、今後一今回の8月2日公布の部分にかかわってはこれ以外はもう出てこないということで確認させていただいたらいいかどうかという1点と、結局その措置をすると、今の課長のご説明の中で考えると斑鳩町の町民の負担については概ね減ることになるという風に理解したらいいのかその2点だけお願いします。

健康推進
課長

まず、経緯についてでございますけれども、この一連の健康保険等の改正につきましては、ご承知のとおり国会の審議が遅れました。末に通りまして、事務作業というかたちで平成14年の8月13日に主管課長会議が開催されました。その後も一週間 担当者の説明もございました。その中でも事務取り扱いというのがいろいろ変わってきた内容もございまして、その分も委員会当日までもFAXで事務処理等の改定がいろいろなされてきた経緯がございまして、そういうことを踏まえましての取り扱いで、追加案件で申し訳なかったこととございますけれども、9月19日に県に最終確認いたしましたところ、条例関係につきましてはこれで変更はないという確約をいただきましたので、委員長に報告させていただいた中でこのようにさせていただいたこととございます。事務処理の方につきましては、10月1日の施行までにはいろいろ内部的には細かい部分の変更等も来るだろうと予想はさせていただいているところでございます。税条例の改正の内容につきましても、先ほど申し上げましたように13年度斑鳩町のベースで試算いたしまして、約1300万円程度の減額になるであろう

うと。一部給与所得者の控除が廃止されるということで、給与所得者等につきまして、若干アップするわけでございますけれども、相対的に見ますと1300万円程度の減額になるというような試算をさせていただいているということでございます。

他にございませんか。

委員長

では取り扱いの関係ですけれども、厚生常任委員会としては専決処分という形は出来るだけ回避をして、議会の機関承認の手続きの方を尊重してほしいということで、追加提案として取り扱うことを求めて、なおかつ事前審査を一応行った。従って委員会付託は特に必要としない、こういうことで了承を得た。こういうことでありますから、最終日にこの議案が追加日程として取り扱われるということについてまず、委員のみなさんのご理解を得たいと思っておりますがよろしいですか。

(委員了承)

委員長

この問題について、賛否の関係について、どうこうということになっていませんから、本会議に追加日程として取り扱われる。そして質疑・討論・採決という手順を踏んでいただくというふうに思うんですけど、そういう手順でよろしいですね。これは採決になると思うんですけどね、感じとして。おそらく、他の議案のように満場一致ということになるのではないかな。もし、表決になるということになれば、賛否の討論が必要になりますから、－これは全員協議会で聞かれるかも分からんな、その前にしとくという訳にはいかないから。追加日程で出てくるという関係については厚生しか分かってないわけやろ。だから一応そういうふうな手続きをとられることになったということ全員協議会で報告して、その後賛否の関係があるようでしたら、その場その場で確認をしてもらって、そしてその結果によって手続きをとってもらおうという事でないと仕方ないな。ではこの関係については、追加日程として取り扱うということで了承するというところで、本会議

の質疑・討論を経て継続審議であるのか、あるいはそこで表決をしていくということになるのか、それはその議論の結果によるだろうと思いますから。とにかく委員会付託を省略した本会議主義ということを確認しておきたいと思いますがよろしいですか。では、そのようにします。

次に、順序を変更しまして（３）「地方税源の充実確保に関する意見書」について、出ていますがこれと合わせて有事法制の関係がそれぞれ意見書を、採択を求めるという文章が出ています。これに書いていませんけれども、取り扱いについてですけれども、一応「地方税源の充実確保に関する意見書」については、せっかくあらかじめこの文章が来ていますので、各常任委員会の開催が予定をされているということもありましたので、出来れば各常任委員会でこの種の意見書を提出を要望する文書が提出されているということを紹介をして、あらかじめご意向などについて伺っておいてほしいということをおし上げておきました。有事法制の関係については前議会で提出もされていますので、この関係についてはどうだろうか。内容的には前議会の例を見ますと採決によって否決をされているという状態でありますので、今回続けてこういうことをするかどうかということについて、前議会で提出をされました人のご意向などを聞いてみましたところ、続けて２回というのは一体どうなのかな、ということもあって、提出は見合わせたいというようなこともあって、このことについては各委員会にご相談ということはしませんでした。「地方税源の充実確保に関する意見書」の関係なんですが、各委員会の状況をちょっと説明しておいて下さい。

事務局長 「地方税源の充実確保に関する意見書」につきましては、事前に委員会がございましたので、建設水道常任委員会また厚生常任委員会の方で委員皆様のご意見を聞かせていただくと。建設水道常任委員会につきましては、委員会に出されるということであれば反対はないというような考え方の意見でございました。厚生常任委員会につきまし

ては、この項目の中に財政標準課税の導入という部分については賛成できないということもありますけれども、委員会として意見としてまとめて出されるということであれば、あえて反対はされないという状況でございます。それから、先日の総務常任委員会でご審議させていただくなかで、この中身のままで意見書を出すということには異論があるということでしたので、総務常任委員会としてはもう少し論議をした方がいいのではないかとということで、まとめをいただいております。

委員長

各常任委員会がこの件についての意見を聴取をして、その状況について議運で判断の参考にしたらいということにしたんですけれども、ただ今報告があったとおりでございます。従ってこの関係については、もしも提出するとするならば、それぞれその趣旨に賛同した人の提出によってされるというような形にならざるを得ないんですけれども、せっかくこういうものが出てきてるんですから、各常任委員会で意向なども聞かせてもらってその上で判断したいということを議運の委員長の席において申し上げたわけですが、結果十分内容が理解できていないという面であったり、あるいは提出されれば特に異論はないということであるとか、いろんな意見が交錯している状況でありますので、議運としては今回の9月議会での提案は一応見合わせて、12月議会が必要ならば各有志の提案によって取り扱いをするということで9月議会ではこの2つの意見書をともに一応見合わせた方がよかろうという風に議運としては提起をしたいなと、またそうすることがいいのかなと思うんですが、その件について意見を聞かせてください。

総務なんかで怒られましてね。各委員会であらかじめ聞いていた方がいいんじゃないかということで言ったけども、ある日突然こんな時ということで怒られましてね、早く言っていい時もあるし、言わんでいい時もあるし、いろんなことがあるなと思っているんですけども。

建設で特にせっかくまとめてもらったのに申し訳ないんですけど

も、そのようなご意向です、全体として。特に財形標準課税の関係なら、法人税の関係を伴って、中小企業に大きく影響をするということで反対やという意見と、取り扱い上こんなもんなんで委員会という関係と、議長のご意向はできればまとまるんなら総務常任委員会で議案としては議案の関係でもありますし、提出者になっていただいたらという意見もいただいたんですけれどもね、いろんな状態がありますので今回は見送った方が一番無難かなということになりまして、中身を十分精査していただいて、それでも必要やということになると、またそれなりの議員のご意向をお伺いして、賛成する議員の皆さんが中身を変えて提出とかいう面についてはちょっと期間がほしいということで、今日で明日、突然このような意見書を出してするのはいかがなもんかという風にも思いますので、じゃあもう少し勉強させてもらおうと、必要ならば12月に取り扱いを決めさせてもらったらいうことにしたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

(委員了承)

委員長

せっかく各委員会でご審議いただきましたけどこのように扱いをさせていただいて、提出は見送らせてもらうということにさせていただきますと思います。

それではその他の関係になっていきますけれども、12月議会の関係についての定例会の日程の面だけ先に決めておきたいと思います。これは特別委員会の扱いの関係でしたけれども、結果どうなりました。

事務局長

12月議会の定例会の日程でございますが、前回日程表の中で各特別委員会のことにつきまして、空欄の状況にということでございましたが、各特別委員会の方から12月議会の方で日程をとってほしいということがございましたので、16日に市町村合併特別委員会と17日に都市基盤整備特別委員会を入れさせていただきました。初日と最終日につきましては、前回提出させていただいております通りの日程

でございます、会期が18日間ということで作成させていただきましたのでよろしくお願いしたいと思います。

委員長 一応いろいろな意見があって、こういう風にしていたんですが、12月議会の関係については、議運で結局1案、2案があって2案を採用するということで確認をさせていただく。特別委員会をどうするのかということになりますけれども、入れよということですから、この内容で明日全員協議会で発表して了承をいただくということにしたいと思いますが、よろしいですか。

(委員了承)

そのようにさせていただきます。

委員長 それでは次に視察の関係について、これは確認をしてあるのですが、もう一度ダメ押しですか。これは11月5・6日、日にちは変わってないんでしょう。宍道町と瑞穂町へ視察に行くということですから、この日程は予定どおりという事で確認をしておきたいと思います。

事務局長 議会運営委員会で行っていただく先進地視察については、両面コピーをさせていただいておりますけれども、閉会中の継続審査の裏面にさせていただいておりますのが議会運営委員会の視察の計画です。もう1枚の方が市町村合併特別委員会の方で中身についてご審議していただくということで、計画の提出については議会運営委員会ということで、1枚ものの裏面コピーしてないもの、その関係の資料が市町村合併の関係のところの資料です。

委員長 これは要綱の定めに従って、扱い上、実質的には合併特別委員会の方で具体的な実施母体になるんですけども、手続き上の関係だけ議運で計上するという事になっているんです。ということで最終日に

視察について確認いただくという手続きになるんですね。このことについては、本来ならば合併特別委員会がするんでしょうけどね、要綱の関係そういうことになってしまってるんで。そういうことについてよろしいですね。

そういうことで了承しておきます。

委員長 それでは（２）の委員会のあり方についてですけれども、前回と同様、本日ここで議論になりにくいかと思いますが、議運として委員会の視察予定をしております先進地の、ちょうど組織形態について参考になるかということも言われておりましたので、視察後改めて委員会を開いた時に、その問題については議論をするということで、本日は継続ということで保留にさせてもらいたいと思いますが、そういうことでよろしいですか。

（ 委員了承 ）

そうしておきましょう。

委員長 それではその他の関係ですけれども、その他の関係について何かございますか。

議 長 この前から町長の日程等、いろいろ聞かせてもらってる中でね、1月の末頃にずっと公務が入ってくるみたいなんです。たくさんじゃないんですが。事前に委員会等開いてもらっている関係で、またこの9月議会3つとも町長不在やったと思うんですが、こういう状態になるのもどうかな、と1回議運の皆さんに議論していただきたいなど。こちらから公務に行くなということも言えるのか、事前の委員会に町長が欠席と言うのはあんまり好ましくないと思うんですが、どのように諮らせてもらったいいのかなど。助役がいてるからそれでいいんや、という考えなのか、11月の末には町長が日程どうも取れないという感じなんです。

木田委員 町長が出席せんと助役さんが出席したらそれでいいのなら、もう自由な日に委員会を設定できるわな。町長に今合わせて日程をとってるもんな。その点は自由になっていいのか知らんけど、果たして助役さんの回答がそれでいいものかどうか、そこら辺ちょっとどうかな。

里川委員 以前、私もずっと見させてもらってる中でね、事前の委員会で提案されて事前の委員会で審査した結果、本会議へ提出される時に内容が変わって出てくるというようなこともあった訳なんですね。特に顕著やったんが、いかるがホールなんかの町立図書館の件であるとか、そういう条例とかそういうことで以前に顕著な例などもありましたんで、出来ましたらその事前の委員会で諮っているいろいろ審査される中で、どうしても委員皆さんの要望の強いところなんかの訂正とか、できるような形で委員会が開催されることが望ましいなど。最終的に町長が居なければその決定をくたせない、判断できないというようなことがあるという心配が私も実はあったわけなんですね。で、事前の委員会でこの9月の分も町長いらっしゃらなかったのは、少し不安に思ってた状況もありましたので、できるだけ町長はいていただきたいという思いはあるんです。

委員長 思うんですが、これは言わばこれは斑鳩町の議会の理事者側とのいい伝統として4役が全部揃って委員会には出席してるということなんですよね。奈良県下の中でも少ないと思いますよ。他の所は関係部長止まりとなっていて3役は出席していない、という状況になっている。だんだん古参になってくるし、いろんな役職を持つようになってくるとそうした公務も多くなってくると思うんですよね。出来る限り委員会の日程を組むについて、町長の日程と合うのかどうかというのは、最大の努力をしてもらう必要はあると思うんです。しかしどうしても出席できない時で、各常任委員会が審議を予定している議案の中で、どうしても町長の意向をはっきりしてほしいという関係については、

打合せの段階できちっと答弁が出来るように特に要請しておく、ということにしておかないといかんと思う。全然アカンとも言えないと思う。出来る限り出席してくださいということであっても、出席が絶対的な条件だとは決めつけ訳にはいかないだろうと思うんですよね。だからその辺はもう少しそれなりに考えていかざるを得ないのと違うかなと思うんですけど、どうですかね。これはうちの慣行慣例としては、一応そういうことになっていますが。ところが、年々進むに従ってだんだん出席率がよくなってくる。役職が増えてきているからなおだと思うんですが、こういう事に決めざるを得んのと違いますか。何とも言えないし、むしろうちは4役になってるけれども始めは3役やったんですよ。収入役なんか出席せんでもいいと言っていたわけや。本人が希望したんやな、出席させてくれと。だから希望されるんだったら出来るだけ座ってもらってたらいい。そうしないと収入役なんてなかなか出番はないからね、分からんということやった。これはあんまり全国でも例がないですね。いわゆる理事者側の出席が出来ないために委員会が開かれないということになっていけませんし、そんなおかしな理屈を使いたくないし、一応調整のつく限りにおいては出席してもらおう、出来ない時はやむを得ない。そのかわりそれについては理事者側、出席者が責任を持ってもらうという関係だけを申し上げてマンネリ化しないように、節にそういうことのないように喚起を促していくということで議会の胸の広いところを見せておきましょうか。どうですか。そうしないと仕方ないと思いますが、そういうことで打合せの段階で言ってみて、また議長も言っておいてください。できるだけお越しいただくよう。あと、3月までは特にそういうことにおきましょう。

浅井委員 委員会条例の中で、町長が欠席して助役さんが代理となる、これは条例として成立するんですか？

何も関係ない。

委員長

それやったら、町長の配慮をする必要はないわな。

浅井委員

今せっかく、町長も気を使っていると思います。できるだけ出席し

委員長

てくださいと。それだけ期待をしている。どっちでもよかったら、そんな事言わない。事務局も打合せの段階でそうしてもらおう。議長の方からもそういう事で意向として、意図する所を伝えておいてほしい。

そういう事で終わりたいと思います、よろしいですか。

(委員了承)

委員長

他になければ、冒頭申し上げましたような関係もありますので本日は終わっておきたいと思います。ありがとうございました。

(午前9時46分)

